

相談室 法律

Q クレジットカード 息子が勝手に使う

息子が出会い系サイトを利用し、その代金の支払いに私のクレジットカードを使っていました。カードの利用明細を見て、初めてそのことに気が付いたのですが、私はカード会社からの請求に応じなければならないのでしょうか。

り、カード会社ごとに若干内容は異なりますが、例えば、カードの盗難・紛失や不正利用について、カード所有者に故意や重大な過失がある場合は補償されません。また、相談事例のように、同居の家族による不正使用の場合も補償されない規定されているのが一般的です。

れ、第三者に不正に利用された場合、カード会社にその旨の連絡をして所定の手続きをとれば、カード会社はその被害を補償してくれます。もっとも、例外はあります。具体的にはカード会社の会員規約に定められており、

クレジットカードが盗ま

れた場合、カード会社にその旨の連絡をして所定の手続きをとれば、カード会社はその被害を補償してくれます。

もうとも、例外はありま

す。相談者の方は息子が不正利用したクレジット代金を支払わなければならぬことになります。

そうすると、相談事例の場合はカード会社の会員規約により補償はなされず、相談者の方は息子が不正利用したクレジット代金を支払わなければならぬことになります。

このようにカード規約の規定については、カード所有者が盗難や不正利用に

も、息子の不正利用の事実がなくなるわけではありません。先ほどの長崎地裁判所の裁判では、カード所有者の責任は否定されました。が、カード会社は不正利用したカード所有者の息子に対しても損害賠償を求める訴訟を起こしています。息子の責任自体は認められますが、最終的には息子がカード会社に損害を賠償しました。

家族の不正使用 補償なし

ついて重大な過失がないことを証明できれば責任は否定されるべきで、補償もされるべきだとの考えがあり、2008年4月、長崎地裁佐世保支部ではそのように判示した判例もあります。

しかし、相談者に重大な過失がないことが証明できなければ、このようないふに、カードやその情報、暗証番号などの管理は厳重に行なってください。

(回答=沢田仁史弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。